

「公益法人に対する支出の点検」(平成30年度)について

● 「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)において、公益法人に対する支出について、各府省における支出の在り方等に係る見直しの仕組み等を活用し、その点検・見直しを行うこととされている。

● これを踏まえ、当庁における平成30年度の公益法人に対する支出について、以下の通り点検を行った。

<点検の対象となる支出>

1件あたり1千万円以上のもののうち、前年度において、同一法人に対し同一又は類似の内容で支出されているもの又は随意契約若しくは一者応札となっている契約による支出。

<点検の観点>

- ① 支出そのものについて必要性があるか。
- ② 支出が必要であっても、競争性を高めるなどにより効率的・効果的な支出とできないか。

● 当庁において点検対象となる公益法人に対する支出は、公益財団法人財務会計基準機構に対する支出であり、上記「点検の観点」から検証を行った結果は以下の通り。

1.<公益財団法人財務会計基準機構>

【支出の内容】平成30年度支出額 21,732千円(契約額:111,213千円(令和5年3月31日までの複数年契約)) (前年度に同一法人に支出、一者応札)

本法人は、国際会計基準審議会等の世界の主要な会計基準設定主体と連携し、会計基準のコンバージェンスへの取組みを行っており、当庁は、国際会計基準審議会への出席や討議資料の調査分析等について委託している。

① 国際会計基準の任意適用企業の拡大促進、国際的な意見発信の強化及び日本基準の高品質化等を通じた会計基準の品質向上を実現するべく、国際会計基準審議会への出席や討議資料の調査分析等を高度な専門的知識を有する者に委託することは必要不可欠である。

② 平成24年7月に公共サービス改革法に基づく民間競争入札の対象事業としたことを受け、25年度以降の契約について、一般競争入札(総合評価落札方式)に移行し適正に選定された事業者であり、コスト削減に努めている。また次回調達時には、価格競争性の確保を行うため、仕様とのバランスをとりつつ、複数者から応札してもらうための条件整備を検討する。

● 平成30年度の当庁における公益法人に対する支出に係る点検の結果を踏まえ、今後、必要な見直しについて実施していくとともに、引き続き公益法人に対する支出内容を注視していくこととしたい。